

平成30年第2回市議会定例会において可決された意見書

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

平30. 6. 28 第2回定例会で可決
提出先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
消費者及び食品安全担当大臣
文部科学大臣，総務大臣

現在、高度情報化、高齢化の進行及び取引形態の複雑多様化等に伴い、新たな消費者問題や高齢者等への悪質商法が後を絶ちません。また、民法改正による成年年齢の引き下げに伴う被害防止のため、各種啓発活動や消費者教育の充実・強化、関係機関との連携、相談体制の充実など、積極的な取り組みが求められています。

これまで全国の地方自治体においては、消費生活相談体制の充実・強化及び消費者教育・啓発等を図るため、国の地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金等を活用する中で、鋭意取り組んできたところです。

こうした中、国においては、平成30年度に新たに地方消費者行政強化交付金が創設されましたが、これまでの交付金等と比較して大幅に減額されたところです。

本市のみならず全国の地方自治体においては、消費者の自立支援、消費者被害の救済及び未然防止に取り組むなど、健全な消費生活の実現を目指し各面から取り組みを進めているところであり、その実現を図るためにも、国からの恒久的かつ安定的な財政支援が必要不可欠です。

よって、国におかれては、地方自治体における消費者行政の充実・強化を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 地方消費者行政に係る交付金減額が、地方自治体が行う事業に支障が生じないよう平成30年度当初予算における減額分については、補正予算により確保すること。
2. 平成31年度当初予算においては、地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度の水準で確保すること。
3. 地方自治体が消費生活相談情報を国に提供したり、悪質事業者に対する行政処分を行うことは、その地域の消費者のみならず、国の消費者行政を補完している点を踏まえ、消費者行政に係る地方自治体の取り組みについては、恒久的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年第2回市議会定例会において可決された意見書

教育予算の拡充を求める意見書

平30. 6. 28 第2回定例会で可決
提出先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
財務大臣，文部科学大臣
総務大臣

我が国は、OECD諸国に比べて、小中学校における一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後12年もの間、国による教職員定数改善計画が策定されていない状況が続いており、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた同計画の策定が必要です。

また、教職員が児童生徒一人一人と向き合うことができる教育環境を整備し、子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高める教育を実現する必要があります。一方、教職員の多忙化も今日、大きな社会問題となり、本県・本市でも課題となっており、その対策としても国における教職員の定数改善の必要性は高まっています。

さらに、本年度より、新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のための授業時数の確保調整などに加え、いじめや不登校、貧困による教育格差の解消及び障害のある児童生徒への対応などの課題もあります。

こうした諸課題の解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員の定数改善が不可欠です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として教職員の定数改善に向けた財源保障をすべきであります。

よって、国におかれては、平成31年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、小学校2年生以上においても、学級編制の標準を35人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。